

内閣法の一部を改正する法律案

内閣法（昭和二十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「二十人」を「十五人」に改める。

附 則

この法律は、別に法律で定める日から施行する。



## 理由

肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、各省庁の統廃合に伴い、国務大臣の数を二十人から十五人とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。